

高齢者補聴器購入費用助成事業Q & A

Q1：申請するにはどんな書類が必要になりますか？

A：高齢者福祉課の窓口または市ホームページから申請書および医師の証明書を取得し、その後、医師に証明書を作成してもらいます。また、補聴器の購入の際に、品名、購入金額、購入日、購入先がわかる領収書等を受け取り、「申請書」、「医師の証明書」、「領収書」等を全てそろえて高齢者福祉課窓口まで提出してください。

Q2：令和7年3月に、すでに補聴器を購入してしまったのですが、助成を受けることはできますか？

A：助成の対象となる補聴器は、令和7年4月1日以降に購入したのとなります。それより前に購入したものについては、助成の対象にはなりません。

Q3：定期的に補聴器を買い替えています、これは買い替えの都度、助成を受けられますか？

A：助成を受けてから5年間は、助成を受けられません。

Q4 : 65歳以上で聴覚障害の身体障害者手帳を持っていますが、助成の対象になりますか？

A : 聴覚障害の身体障害者手帳を持っている方は、助成の対象にはなりません。障がい福祉課にお問い合わせください。

Q5 : 介護認定を受けていませんが、助成の対象になるのですか？

A : 要支援・要介護の認定を受けていなくても助成の対象となります。

Q6 : テレビの音声を大きくする集音器は、助成の対象になりますか？

A : 集音器は、助成の対象にはなりません。医療機器として認証を受けている補聴器が助成の対象となります。